

ルーマニアへの日本酒輸入ガイドブック

2020年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブカレスト事務所

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブカレスト事務所が現地調査会社（FRD センター）に作成委託し、2020 年 3 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としております。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った対応を自社にて実施してください。

ジェトロおよび FRD センターは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび FRD センターに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）ブカレスト事務所

E-mail：RUB@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

1. ルーマニアでのアルコール飲料輸入業者登録の手順

- 1.1. 日本酒の分類 (p4)
- 1.2. アルコール輸入免許、証明書、許可類 (p4)

2. ルーマニアへ日本酒を輸入するには

- 2.1. 税務印紙の貼付義務 (p6)
- 2.2. アルコール飲料用の税務印紙 (p7)
 - 2.2.1. 税務印紙の発行・使用について (p8)
 - 2.2.2 定められた手順 (p8)
- 2.3. ルーマニアにおける酒税 (p10)
(参考) エタノールを含むアルコール飲料の納税体系 (P11)
- 2.4. ルーマニアで日本酒の輸入・受渡し可能な場所 (p13)

3. 日本酒の輸入方法による違い

- 3.1. EU内他国からルーマニアへの日本酒の間接輸入 (p13)
- 3.2. 日本からルーマニアへの日本酒の直接輸入 (p13)
- 3.3. 税関への届出方法 (p14)

4. EUレベルでの協定、法規など

- 4.1. 日 EUEPA 発効とアルコール関税撤廃 (p15)
- 4.2. EUにおけるアルコール輸入認定制度の有無、物流、輸入申告 (p16)
- 4.3. EUにおける税務印紙と物品税率 (p16)
- 4.4. EU内での物品税納税とその還付 (p17)

5. 参考資料 必要な書式・書類の例

1. ルーマニアでのアルコール飲料輸入業者登録の手順

1.1. 日本酒の分類

日本酒は、米ぬかを取り除くために精米した米を発酵させて作られた日本特有のアルコール飲料である。日本酒は蒸留酒ではなく、ワイン、ビール、シードルなどと同様の醸造飲料であり、その中で最もアルコール度数が高い。（平均アルコール度数は 15～16%）。

日本酒の HS コードは、一般的に「2206.0059.00（その他醸造酒）」と分類されるが、ルーマニアの税関担当者によっては日本酒そのものをよく知らないケースもあり、見解が異なる場合がある。

2020 年 1 月の政令で改正された法律 2015 年第 227 号（財政法）によると、日本酒はアルコール度数によって下記のいずれかに区分される。

第 351 条 ビールとワイン以外の発酵飲料（完成品のアルコールが発酵のみに起因し、かつアルコール度数が 15%以下の日本酒）

第 352 条 中間製品（アルコール度数が 15%より高く、22%未満の日本酒）

日本酒輸入の際は、上記の区分によって物品税（酒税）の金額が決まり、輸入業者が納税する義務がある。上記区分が不明な場合は、輸入業者から関税局手続部に連絡し、製品詳細ならびに製造方法などを提出の上、その特定を依頼できる。

日本酒を輸入するためには、アルコール飲料の輸入に適用されるルーマニア法に従わなければならない。なお、ワインなど他のアルコール飲料の認定輸入業者は、日本酒輸入のために特別な許可などは必要ない。

1.2. アルコール輸入免許、証明書、許可類

ルーマニアで日本酒輸入を開始するには、日本酒輸入の CAEN（カエン：事業分野原簿番号）である「4634 飲料卸売業務」の事業番号を企業の定款に明記しなければならない。

企業定款にそれを記載した後、2015 年第 227 法（税務基準法）にしたがって輸入許可を取得する。税務基準法における関連条項は第 8 部第 12 節に含まれている。以下は条文の引用（詳細は www.customs.ro）。

第 386 条 総則

(1) 印紙またはラベル類で表記された特別税対象製品を輸入する業者（法人または個人）は認定輸入業者として許可を受けなければならない。

(2) 認定輸入業者のみ、物品税対象商品の納税を証明する印紙類を貼付する権利がある。

第 387 条 認定輸入業者としての認定の取得申請について

(1) ルーマニアにおいて輸入業者は、認定委員会より発行された有効な認定書を基に事業を行うことができる。

(2) 輸入業者認定を得るためには、定められた手順に従って管轄当局に対して申請しなければならない。

《定められた手順》

第 388 条 認定輸入業者になるための条件

輸入認定書は、認定委員会により下記条件が満たされた場合のみに発行される。

- a) 定型手順に記載された書類が全て提出されていること。
- b) 個人輸入業者として輸入を実施する者は、その個人が非能力者でないこと。また第 364 条 1 節 d 項に規定された罪で最終判決、あるいは執行猶予判決は受けていないこと。
- c) 法人輸入業者として輸入を実施する者は、企業並びにいずれの経営執行者も、非能力者でないこと。また第 364 条 1 節 d 項に規定された罪で最終判決を受け、あるいは執行猶予を受けていないこと。
- c) 申請者が、連結決算において ANAF（ルーマニア税管理庁）の管轄となる未納税がないこと。

第 389 条 認定輸入業者としての認定

(1) 管轄当局は、認定用書類が全て提出されてから 60 日以内に認定輸入業者としての認定書を発行する。

(2) 認定輸入業者としての認定書の発行は暗黙承認の法律規範には入らない。

(3) 認定証には下記項目が記載される。

- a) 物品税（酒税）納税者番号
- b) 認定輸入業者の特定諸事項
- c) 取り扱う物品税（酒税）対象商品の品目
- d) 保証のレベルとその形
- e) 認定書が有効となる日
- f) 商品の輸入場所

(4) 認定輸入業者の認定書は、対象業者が、管轄当局が承認した形及び額の保証金支払い証明日の翌月一日から発効する。

(5) 認定書の変更は、当局の都合により、または業者の申請により可能。

(6) 当局の都合による変更の場合、管轄当局から認定輸入業者へ変更内容及びその理由を通知する。

(7) 業者による変更の場合、業者から管轄当局に対し、定められた手順に従った条件の

もとで申請できるものとする。

第 12 節の追加情報 認定輸入業者について

12 節 1 項 総則

53. 認定輸入業者としての認定は「認定委員会」の管轄範囲である。認定輸入業者は税務基準法第 336 条 13 項で規定されている。

12 節 2 項 認定輸入業者の認定取得申請について

54. (1) 税務基準法第 387 条 (1) 項に規定された認定書を取得するために、輸入業者認定希望者は地域の税関当局に対して申請書を提出しなければならない。

(2) 申請書は本ガイド巻末の参考資料「別添資料 20」に従って作成し、同書に記載された書類を添付しなければならない。

12 節 3 項 認定輸入業者の認定条件

55. 税務基準法第 388 条 (1) 項 a) の規定に従い、輸入業者認定希望者は 54. に規定された申請書類を提出しなければならない。

12 節 4 項 認定輸入業者としての認定について

56. (1) 税務基準法第 389 条 (1) 項に従い、申請者が完全な申請書類を提出してから 15 日以内に、地域税関当局は、54. (1) に規定された申請書に、関係書類及び申請を承認してほしい旨の提案書を添えて、認定委員会を担当する中央税務局専門部へ通達する。その提案書には、申請者が認定条件を満足しているかどうか明記されなければならない。

(2) 認定委員会は、申請者から提出した書類及び地域税関当局による提案書を調査した上で、税務基準法第 388 条及び本項 55. に規定された条件が満足された場合、認定輸入業者としての認定書を承認する。認定輸入業者としての有効期間は無期限である。

2. ルーマニアへ日本酒を輸入するには

2. 1. 税務印紙の貼付義務

税務印紙は、その商品に対する物品税が既に製造業者から納税されたことを証明する収入印紙の一種である。物品税とは、アルコール類、タバコ、石油製品などのエネルギー製品の販売または使用に課される間接税であり、その全額が納税先の国によって徴収される。税務印紙の発行は、アルコール飲料が販売されて物品税が納税される国により実施されている。ルーマニア税法 227/2015 条の規定によると、アルコール度数 10%以上の全てのアルコール飲料については、原産地（ルーマニア産または外国産）およびアルコールの種類によらず、税務印紙を貼付する義務がある。

税務印紙の商品への貼付は、輸入国または輸出国のどちら側でも可能である。アルコール飲料においては、その方法が数種類あり、2015 年第 227 法第 422 条に従うと下記のとおりとなる。

- (1) EU内の他国でアルコール飲料を購入して印紙を貼付する場合は、登録済みの荷受人が印紙を入手して、製造者の納税用倉庫または製造者によって指定された納税用倉庫にて印紙を貼付する。
- (2) EU内の他国における納税用倉庫からの発送者が印紙貼付を拒否する場合は、関係商品を物品税（酒税）の保税可能な場所に移動させてから、登録済み荷受人のもとで印紙を貼付する。この場合、印紙をルーマニア国内で販売する前に貼付することになるが、印紙の貼付日は物品税納税月の翌月 25 日まででなければならない。
- (3) 収入印紙を貼付する対象となっている輸入品の場合は、認定輸入業者が印紙を入手して、国外の供給者がそれを商品に貼付するものとする。ただし、国外の供給者が印紙を貼付しない場合は、認定輸入業者自身が税関倉庫、納税用倉庫または保税地区にて貼付することもできる。

下記はルーマニアのいくつかの保税地区の例。

- コンスタンツァ <https://www.portofconstantza.com/>
- ブライラ <https://www.zonaliberabraila.ro/>
- ガラツィ <https://www.zlgalati.ro/en/free-trade-zone-romania/>
- スリナ <https://www.azlsulina.ro/>
- ジュルジュ <http://zlg.ro/en>
- クルティチ・アラド <https://www.zla.ro/en>
- オトペニ（ブカレスト空港周辺）

2.2. アルコール飲料用の税務印紙

ルーマニアにおけるアルコール飲料用の物品税（酒税）印紙については、法律 2015 年第 227 号（税務基準法）により規定されている。印紙はステッカー状になっており、それを取り扱う業者（認定輸入業者、認定倉庫または登録済み荷受人）は、それを商品一つ一つの表面（ボトル、箱など）に貼付する義務がある。なお、その貼付場所は見やすく開封時に破損される場所である必要があり、未開封でも印紙が破損している品物については無効とされる。

- (1) 税務基準法第 423 条（2）項を適用した上で、印紙の寸法が規定されている。
詳細は本ガイド巻末の参考資料「別添資料 40」参照。
- (2) 印紙はルーマニア国営印刷会社（Imprimeria Nationala S. A.）が発行する特別用途有価票であり、ANAF（ルーマニア税管理庁）の専門部署が承認する記号・番号によって発行される。
- (3) エタノールまたは中間製品に貼付する印紙には、下記 a) から e) の全ての事項が記載されていなければならない。
 - a) 印紙の貼付権利者の名称及びその業者番号
 - b) 商品の総称。例えばアルコール、低アルコール飲料、スピリッツ、果実酒、中

- 間品、嗅ぎたばこ、など
- c) 印紙の個別識別記号・番号
 - d) リットル表記による規格内容量
 - e) 容量に対するアルコール度数
- (4) 上記(3)項目に規定された事項は暗号化可能とされるが、国営印刷会社から司法機関に判読方法を報告しなければならない。
 - (5) アルコール飲料の場合、容器がガラス、アルミ、厚紙、プラスチックなどにかかわらず、印紙は開封時の破壊が保証される場所に貼付する。これは3リットル以内の容量で、税務基準法第352条に規定された中間品、または353条に規定されたエタノール単品の全てに該当する。
 - (6) 印紙の寸法が小さく、貼り付け業者の名称が完全に記載できない場合は、業者が国営印刷会社との合意によって設定した頭文字など略称を記載できる。
 - (7) 印紙を貼付する権利のある各業者には、13文字の印紙記号が割り当てられる。なお、認定倉庫や登録済み荷受人は、物品税納税者番号を印紙記号とする。認定輸入業者の印紙における記号は、IS03166による国番号の2文字と納税者番号の11桁からなる。納税者番号が11桁未満の場合は、その左に11桁になるまで「0」を記載する。
 - (8) 取引のための契約相手が原産国における業者ではなく、何らかの中間代理者である場合は、印紙の番号に原産国の国番号を記載する。

2.2.1. 税務印紙の発行・使用について

- (1) 管轄当局は、税務基準法第421条に規定された下記の者に対して印紙の発行を許可する。
 - a) 物品税対象商品を保管する認定倉庫
 - b) 物品税対象商品を購入した登録済み荷受人
 - c) 物品税対象商品を輸入する認定輸入業者
- (2) 印紙の貼付実施のためには、管轄当局に申請しなければならない。
- (3) 管轄当局は申請を受けて、印紙の専門印刷業者に依頼し、それを発行する。
- (4) 印紙に必要な費用は、国家予算における物品税収入から確保される。
- (5) 印紙の発行をめぐる基準及びその価値保全に関しては、以下2.2.2の定型手順によって制定されている。
- (6) 購入時から6ヶ月以内に使用されなかった印紙は、廃棄のために専門印刷会社に返却しなければならない。

2.2.2 定められた手順

- 150. (1) 税務基準法第424条(5)項の規定に基づき、印紙の発行は、輸入認定業者、認定倉庫、登録済み荷受人などが地域の税関当局に対して発注書を提出しなければならない。発注書の書式は本ガイド巻末の「添付文書41」参照。
- (2) 上記発注書は下記書類を添付して3通提出しなければならない。
 - a) 認定輸入業者からの申請の場合、印紙を貼付する商品の取引契約書の複写。
 - b) 直近6ヶ月間における物品税対象商品の納品状況(ある場合)。
- (3) 一か月あたりの発注量が直近6ヶ月間における平均月間の納品量よりも多い場合

- は、必要量が增大した理由を説明する理由書を提出しなければならない。
- (4) 地域税関当局は、発注書ならびにすべての必要書類が提出されてから 7 日以内に承認可否を決定する。承認可否は下記のいずれかまたは両者によって判断される。
 - a) 提出された書類。
 - b) 今までの印紙の毎月の使用量（ある場合）。
 - (5) 承認後、提出された発注書の 3 通については、1 通目は申請者が保管する。2 通目は下記 (6) 項の通り国営印刷会社へ送付され、3 通目は地域税関当局が所蔵する。
 - (6) 承認された 2 通目は、申請者が一旦受け取って、印紙の対価を支払った証拠書類（領収書）とともに、国営印刷会社に転送しなければならない。
 - (7) 国営印刷会社は、地域税関当局が承認した発注書と支払済証拠書類（領収書）を受領してから 15 平日以内に発注を実施しなければならない。
 - (8) 国営印刷会社が印紙を発行する。
151. (1) 認定輸入業者または認定倉庫がルーマニア国営印刷会社（Imprimeria Nationala S.A.）から印紙を受け取ってから 15 平日間以内に、その印紙を対象商品に貼付しなければならない。
- (2) 上記 (1) の 15 平日間以内に使用されていない印紙は、認定輸入業者または認定倉庫から、廃棄処分のために国営印刷会社に返却しなければならない。
 - (3) 印紙が外国の供給者によって貼付される場合は、その印紙は外国供給者に一時輸出手続きによって（つまり逆輸入予定として）輸送しなければならない。手荷物での輸送は不可。この一時輸出手続きのためには、下記書類を管轄税関当局に提出しなければならない。
 - a) 輸出対象商品の供給者が一時輸出先として明記された国際輸送書類。
 - b) その供給者と認定輸入業者の間で締結された、対象商品の取引契約書の複写。
 - c) 認定輸入業者としての認定書の複写。
 - (4) 印紙の外国からの逆輸入は、対象商品に貼付した状態で実施することになる。
152. (1) 印紙を取り扱う業者は毎月 15 日までに、先月の購入枚数、使用枚数、返却枚数を「別添 42」の書式にて地域税関当局に対して報告する義務がある。
https://static.anaf.ro/static/10/Anaf/formulare/A42_NMT8CF.pdf
なお「別添 42」は定型手順と一体の内容となっている。印紙がワッペン状など複数種類ある場合は、各種の寸法・特徴に分けて報告しなければならない。
- (2) 貼付作業時に破損した印紙は、破損分として報告するとともに、毎日の作業終了時に「別添 43」の様式に基づいて作成した書類に貼付し、破損分としての証拠として残す必要がある。
https://static.anaf.ro/static/10/Anaf/formulare/A43_NMT8CF.pdf
 - (3) なお、報告する破損枚数の中で、上記 (2) の通り破損分として証拠できない枚数は、一日の使用全数の 0.5% を超えてはならない。
 - (4) 印紙が紛失・盗難に遭った場合、取扱業者はその盗難届出日より 15 日以内に地域税関当局に対して報告し、適切な措置を採らなければならない。
 - (5) 上記 (3) に規定された証明できない破損分、あるいは上記 (4) に規定された紛失・盗難分に関して、取扱業者はその対象商品の分の物品税を支払う義務がある。この場合の物品税は、当該月の最終日までに納税報告し、翌月 25 日までに納税し

なければならない。

- (6) 印紙の破損分は、各六ヶ月期の翌月 25 日までに、関係法規に基づいて税務局の監視のもとで廃棄処分する。
- (7) 印紙の未使用分及び破損分の廃棄処分は、ANAF（ルーマニア税管理庁）長官命令による手順に従って、地域税関当局の許可及び監視のもと実施する。

日本酒輸入を手掛けるルーマニア業者の運用例としては、以下のような選択肢がある。

- ・ EU 内の供給者によって印紙を貼り付けた商品を輸入する。
- ・ ルーマニア業者自身の社内または倉庫で印紙を貼付する。
- ・ ルーマニア国内における税関の倉庫をレンタルし、そこで印紙を貼付する。

2.3. ルーマニアにおける酒税

ルーマニアの税務基準法第 344 条によると、日本酒を含む物品税対象商品を輸入する業者は「物品納税者」として下記の義務がある。

- (1) 物品税納税者として管轄当局に登録すること。
- (2) 税務基準法第 8 部第 1 章の規定に従って、物品納税の金額を正しく計算し、法律に規定された期日までに物品税納税を届け出、国家予算への納税をすること。

税務基準法第 345 条 (1) 項によると、物品税の期日は、物品税の納税義務が発生した月の翌月 25 日までになる。ただし、特定期日が明示される場合はその限りではない。また、ワイン、その他のアルコール発酵飲料及び中間製品に対する物品税は下記数式によってルーマニア通貨（レイ）にて計算する。

$$A = K \times Q$$

A= 物品税の金額

K= 税務基準法第 8 部別添 1（第 342 条 (2) ～ (4) 項によって更新済）における 2～4 項に掲示された税率。

Q= 物品容量（ヘクトリッター）

EU 内からルーマニアへの輸出業者の場合は、その EU 内の売り手による販売価格にルーマニア国の酒税が含まれていることを確認しなければならない。

なお、売り手が欧州委員会の 2008/118/EC 指令第 34 条 (4) (a) の要求事項に該当しない場合は、輸入業者自身が同指令第 34 条 (3) に基づいて責任を負う場合がある。

さらに、同じく EU 内からルーマニアへの輸出業者の場合は、その EU 内の売り手による販売価格にルーマニア国への輸送費が含まれていることを確認しなければならない。

輸入業者が輸送費を別途負担する場合は、その EU 国家（つまりルーマニア国）の物品税を支払う責任が発生する。

詳細は以下 URL 参照。https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/excise-duties-alcohol-tobacco-energy/general-overviewcommon-provisions_en

(参考) エタノールを含むアルコール飲料の納税体系

1. スパークリングワイン

担当省庁	財務省
担当機関	ANAF (税務管理庁)
関係法律	2015年第227改正法(税務基準法)第342条(1)項により訂正された同条(2)項添付1。 http://www.mfinante.ro/legis.html?id=36&pagina=taxe&menu=Impozite
物品税率	1ヘクトリッター当り48.87RON
支払い方法	現金または銀行送金。
支払期限	輸入業者用の税関に対する輸入届け出の登録日の翌月25日までに。
国際銀行口座番号 (IBAN)	14.01.02.03 輸出の場合) 14.01.12 (輸入の場合)
納税場所	業者が納税者登録をしている税務局が所在する国庫事務局。輸入品の場合は、関係税関が所在する国庫事務局。
納税先機関	国家予算
納税義務がある者	認定倉庫(の管理者)または登録済み受納者または輸入業者、並びに税務基準法第341条に特定された者。

2. スチル・ワイン

担当省庁	財務省
担当機関	ANAF (税務管理庁)
関係法律	2015年第227改正法(税務基準法)第342条(2)により訂正された第342条(1)項添付1。 http://www.mfinante.ro/legis.html?id=35&pagina=taxe&menu=Impozite
物品税率	1ヘクトリッター当り0 RON
支払い方法	現金または銀行送金。
支払期限	輸入業者用の税関に対する輸入届け出の登録日の翌月25日までに。
国際銀行口座番号 (IBAN)	該当なし
納税場所	業者が納税者登録をしている税務局が所在する国庫事務局。輸入品の場合は、関係税関が所在する国庫事務局。
納税先機関	国家予算
納税義務がある者	認定倉庫(の管理者)または登録済み受納者または輸入業者、並びに税務基準法第341条に特定された者。

3.ビール、ワイン以外のスチルの発酵飲料	
担当省庁	財務省
担当機関	ANAF (税務管理庁)
関係法律	2015年第227改正法(税務基準法)第342条(2)により訂正された第342条(1)項添付1。 http://www.mfinante.ro/legis.html?id=37&pagina=taxe&menu=Impozite
物品税率	1ヘクトリッター当り 409.34RON表記 ただし、りんご、洋梨のシードルは 0 RON ただし、蜂蜜と水による発酵飲料は 0 RON
支払い方法	現金または銀行送金。
支払期限	輸入業者用の税関に対する輸入届け出の登録日の翌月25日までに。
国際銀行口座番号 (IBAN)	14.01.02.04 14.01.12 (輸入の場合)
納税場所	業者が納税者登録をしている税務局が所在する国庫事務局。輸入品の場合は、関係税関が所在する国庫事務局。
納税先機関	国家予算
納税義務がある者	認定倉庫(の管理者)または登録済み受納者または輸入業者、並びに税務基準法第341条に特定された者。
4.ビール、ワイン以外のスパークリングの発酵飲料	
担当省庁	財務省
担当機関	ANAF (税務管理庁)
関係法律	2015年第227改正法(税務基準法)第342条(2)により訂正された第342条(1)項添付1。 http://www.mfinante.ro/legis.html?id=38&pagina=taxe&menu=Impozite
物品税率	1ヘクトリッター当り48.87EUR ただし、りんご、洋梨のシードルは 0 RON
支払い方法	現金または銀行送金。
支払期限	輸入業者用の税関に対する輸入届け出の登録日の翌月25日までに。
国際銀行口座番号 (IBAN)	14.01.02.04 14.01.12 (輸入の場合)
納税場所	業者が納税者登録をしている税務局が所在する国庫事務局。輸入品の場合は、関係税関が所在する国庫事務局。
納税先機関	国家予算
納税義務がある者	認定倉庫(の管理者)または登録済み受納者または輸入業者、並びに税務基準法第341条に特定された者。
5.中間製品	
担当省庁	財務省
担当機関	ANAF (税務管理庁)
関係法律	2015年第227改正法(税務基準法)第342条(2)により訂正された第342条(1)項添付1。 http://www.mfinante.ro/legis.html?id=39&pagina=taxe&menu=Impozite
物品税率	1ヘクトリッター当り409.34 RON
支払い方法	現金または銀行送金。
支払期限	輸入業者用の税関に対する輸入届け出の登録日の翌月25日までに。
国際銀行口座番号 (IBAN)	14.01.02.02 14.01.12 (輸入の場合)

※) 日本酒はアルコール度数と炭酸ガスの有無によって本ページの項目のいずれかに該当する。

2.4. ルーマニアで日本酒の輸入・受渡しが可能なお場所

ルーマニア法において、日本酒を含むアルコール飲料の輸入・受渡し可能な場所は、次のいずれかとされている。

- 税関の倉庫
- 税務（納税用）倉庫
- 保税区域

現在ルーマニアへ日本酒輸入を行っている業者は、法律に従い、各々が異なる方法でこれらを行っている。

3. 日本酒の輸入方法による違い

3.1. EU 内他国からルーマニアへの日本酒の間接輸入

EU 内他国からルーマニアに日本酒を輸入することには、次のような利点がある。

- 販売価格を抑えるため、最低量以上の購入の必要性がない。
- EU 内他国の大量輸入業者から、複数の製造者による複数種類を選定して購入することができる。
- 税関手続きが比較的簡易で明確である。

3.2. 日本からルーマニアへの日本酒の直接輸入

日本を含む EU 外の国からのアルコール輸入については、ルーマニア税関当局によって規制されている。<https://www.customs.ro/>

ルーマニアの税関領管轄区域に持ち込まれた商品は、到着時に下記のいずれかに、速やかに提示されなければならない。

- 指定税関当局
- 税関当局が承認した場所
- 保税区域

輸入業者は EU 外から EU 内に輸入する商品を税関当局に提示しなければならない。提示を受けた税関当局が、その商品に対しての通関プロセスを決定する。EU 外の商品は税関に提示した時点から一時保管扱いとなる。一時保管は、税関当局が承認した一時保管用倉庫にてなされなければならない。商品の一時保管は 90 日以内。輸入業者は一時保管扱いになった日から 90 日までに通関手続きを受けるか、再輸出しなければならない。

商品の届け出を規制する手続きは、欧州議会及び評議会による EU 規制 2013/952 第 158～187 条、欧州委員会規制 2016/341 号第 14～31 条、欧州委員会規制 2015/2446 第 134～152 条及び EU 規制 2015/2447 第 216～237 条によって制定されている。

保税区域を除き、税関で取り扱われる全ての商品は、税関の手続き内で届け出される必

要がある。

3.3. 税関への届出方法

税関への届出方法には、大きく分けて以下の3パターンがある。

1) 署名付き文書による届出

当局による書式に記載して提出する単一行政文書にて届け出る。

2) 口頭宣言

欧州委員会規制 2015/2446 第 135-137 条で特定された商品に関しては、口頭宣言による届け出が可能。なお、商品を税関当局に提示するまでに、EU 税関基準法第 139 条に規定された者によって「一時保管届出」を提出しなければならない。これは、欧州連合税関基準法第 145 条 (2) 項の条件に従って、証明書類を添えて税関当局に対して提出する。

3) その他の方法による届出

欧州委員会規制 2015/2446 第 138-140 条に特定された商品に関しては、「その他の方法による手続き」が可能である。

文書による届出が不要となるケースとして、欧州連合税関基準法 (EU 規制 952/2013、欧州議会及び欧州評議会、発令：2013 年 10 月 9 日) 第 166 条に基づく「簡易届出」が可能な場合、もしくは同基準法 182 条に基づく「届出者記帳による簡易届出」が可能な場合が規定されている。これらの届出に関する手続きは、欧州委員会規制 2015/2446 第 141 条において下記の通り規定されている。

3)-1 簡易届出

税関当局では、欧州連合税関基準法 162 条に規定された事項、または同基準法 163 条に規定された添付書類を省略した「簡易届出」が可能な場合がある。省略可能な書類とは、通関手続きの商品に対する税額計算に必要な書類のことを指す。その場合、届出人から、必要事項を記載した届出を別途提出しなければならない。

簡易届出は主に頻繁に通関する事業者のために、税関当局より許可する場合がある。頻繁な通関とは、下記条件を全て満たす、発送人と荷受人がそれぞれ同一の通関案件とする。

- 頻度が毎日 2 回以上
- 輸送製品の料金表が同一
- 発送国、仕向国、料金体系、適用通関体制が同一

3)-2 届出者記帳による届出

届出者記帳による届出は、簡易届出と同等以上の事項を記載した台帳への記載を意味する。頻繁な取引の場合の届出と同様、届出者記帳による届出のためには税関当局から事前承認が必要である。承認条件及び簡易手続きの手順は ANAF (ルーマニア税管理庁) 長官の命令による「簡易届出及び届出者記帳の運用規範」に含まれている。

4. EU レベルでの協定、法規など

4.1. 日 EUEPA 発効とアルコール関税撤廃

2019年2月1日より日 EUEPA が発効し、日本からルーマニアへの日本酒輸入に係る関税は即時撤廃された。

ルーマニアにおける通関規制に従い、輸入業者は EU 外から EU 内に輸入する商品を税関当局に提示しなければならない。税関当局は、提示された商品に対して通関体制を決定する。ルーマニア税関の管轄区域に搬入された商品は、到着時に指定税関当局または税関当局が承認した場所または保税地域にて、速やかに提示されなければならない。また、商品を税関当局に提示するまでに、欧州連合税関基準法第 139 条に規定された者によって、「一時保管届出書」を提出しなければならない。これは、同法第 145 条 (2) 項の条件に従い、証明書類を添えて税関当局に提出する。

商品届出を規制するための手続きについては、欧州議会及び欧州委員会による EU 規制 952/2013 第 158~187 条、欧州委員会規制 2016/341 第 14~31 条、欧州委員会規制 2015/2446 第 134~152 条及び EU 規制 2015/2447 第 216~237 条によって制定されている。保税地区を除き、税関の手続きに基づき取り扱われる全ての商品は、定められた手順に従って届け出られる必要がある。

ルーマニア税関への商品提示及び商品の一時保管をめぐる手順は次の法規に規定されている。

EU 規制 952/2013 号第 22~32 条及び 144~152 条。(欧州議会及び欧州評議会。発令：2013 年 10 月 9 日、発行：2013 年 10 月 10 日 EU 公報 L269 号)

欧州連合税関基準法による規定の詳細をめぐる欧州委員会規制 2015 年 2446 号第 11~18 条、115~118 条、250 条、251 条、254 条。(欧州議会及び欧州評議会。EU 規制 952/2013 の補足、発令：2015 年 7 月 28 日、発行：2015 年 12 月 29 日 EU 公報 L343 号)

欧州連合税関基準法による規定の実施規則を制定する欧州委員会規制 2015 年 2447 号第 8~15 条、191~193 条、345 条、346 条。(欧州議会及び評議会。EU 規制 952/2013 の補足、発令：2015 年 11 月 24 日、発行：2015 年 12 月 29 日 EU 公報 L343 号)

関係電子システムが未運用の場合の暫定規則をめぐる欧州委員会規制 2016 年 341 号第 2 条、10~11 条、第 55 条。(欧州議会及び欧州評議会による EU 規制 952/2013 を補足、欧州委員会規制 2015 年 2446 を改訂、発令：2015 年 12 月 17 日、発行：2016 年 3 月 15 日 EU 公報 L69 号)

4.2. EU におけるアルコール輸入認定制度の有無、物流、輸入申告

EU による包括的なアルコール輸入業者認定制度はなく、各国がそれぞれアルコール飲料の輸入業者認定を実施している。EU における取引または問い合わせのためには、EU 在

住の事業者が「EORI 番号」を取得し、それを基に税関とやりとりができる。EORI 番号は EU 共通であるため、その取得は業者側、税関当局側の両者にとって効率的であり、また、統計面やセキュリティ面でも有用である。

《EORI 番号の申請方法》

EU 在住者は、在住国の税関当局に EORI 番号を割り当ててもらおうよう申請できる。

EU 非在住者は、EU において初めて何らかの届け出を提出したり、決定などを申請したりする国の税関当局に EORI 番号割り当てを申請できる。

《EU 内の物流について》

「EU 機能に関する条約 (TFEU)」第 28 条では、EU 全体での物流の自由が規定されている。EU 外から持ち込まれた商品は、一旦輸入関税を納税して EU 内に輸入した後、自由に物流できる。そのためには「税関申告書」による手続きが必要である。

《EU への輸入税関申告》

「税関申告書」とは、輸出入品の内容を一覧表にした公式文書である。

これは法律上、申告者がその税関手続きによって商品を持ち込む場所を特定する書類となる。この法的手続きは、UCC (Union Customs Code、EU 税関基準法) 第 5 条、第 12 条、第 158~187 条に規定されている。

※) この「税関申告書」は EU 全般の手続きであり、本ガイドに出てくる税関届出類とは関係ない。詳細は以下 URL を参照。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-procedures/general-overview/customs-declaration_en

4.3. EU における税務印紙と物品税率

EU 内でアルコール類に貼付される税務印紙は、当該国で物品税が納税されたことを意味する。この税務印紙自体は、納税先の国の政府が印刷・発行するものである。

詳細は以下 URL 参照。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/excise-duties-alcohol-tobacco-energy/general-overview/common-provisions_en

アルコール関連の物品税 (酒税) に関する EU 法規

- ・ 酒税
- ・ 地場産品に対する特規
- ・ 人間による消費を目的としないアルコール類

EU 法規において、アルコール類並びにアルコール飲料は物品税対象商品共通規定により定められている。原則として、売買取引の場合、物品税は消費先の国にて納税される。そのため、EU 加盟国内での物品税対象商品は、物品税が保税扱いで最終仕向先まで輸送

されることになる。なお、EU 加盟国内で既に物品税が納税された場合は、最終仕向地への輸送の際、二重課税防止のための税還付システムが整えられている。

詳細は以下 URL 参照。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/excise-duties-alcohol-tobacco-energy/general-overview/common-provisions_en

EU 法規では、いわゆる「調和最低率」が設定されており、EU 各国がこの最低率以上の物品税率を自由に設定できていることになっている。

詳細は以下 URL 参照。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/excise-duties-alcohol-tobacco-energy/excise-duties-alcohol_en

4.4. EU 内での物品税納税とその還付

EU 内で自由物流となっている物品税対象商品が EU 内他国に移動される際は、原則として最終仕向地で納税されることになる。つまり、ルーマニアで日本酒を販売する場合、物品税をルーマニアで納税する義務が生じるため、たとえ EU 内の他国で税金が既に支払われていても、ルーマニア国内への輸入の際に改めて納税対象となる。なお、物品税対象商品が税関の倉庫で保管されるなど、保税扱いの場合はこれに該当しない。

EU 各国の物品税をめぐる法律によっては、ルーマニアへの移動の際に、移動元の国での税還付が可能な場合がある。また、移動元の国で納税せずにルーマニアのみで納税するための保税方法として、移動元の国で税関の倉庫を保有（もしくは借用）し、EU 内に輸入したその倉庫から（あるいは登録済み荷受人として）、物品税対象商品をルーマニアに発送する方法などがある。

5. 参考資料 必要な書式・書類の例

(税務基準書第8部)

添付文書 20 認定輸入業者申請フォーム

https://static.anaf.ro/static/10/Anaf/formulare/A20_NMT8CF.pdf

添付文書 40 アルコール用税務印紙の寸法詳細

https://static.anaf.ro/static/10/Anaf/formulare/A40_NMT8CF.pdf

添付文書 41 税務印紙の発注書フォーム

https://static.anaf.ro/static/10/Anaf/formulare/A41_NMT8CF.pdf

添付文書 42 税務印紙の使用実績報告フォーム

https://static.anaf.ro/static/10/Anaf/formulare/A42_NMT8CF.pdf

添付文書 43 税務印紙破損分の報告フォーム

https://static.anaf.ro/static/10/Anaf/formulare/A43_NMT8CF.pdf